

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

八代市健康交流のまちづくりを目指したヘルスツーリズム構築事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

八代市

3 地域再生計画の区域

八代市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

<観光地としての魅力低下、観光産業の衰退>

- 本市の観光の現状を見ると、年間宿泊客数は平成29年に約273千人と、昭和54年の半分以上以下となっている。特に、本市最大の観光地である日奈久温泉は、昭和54年のピーク時に約227千人であったのが、平成29年には約19千人となっており、比較すると僅か8%に激減している。その主な理由は、国内・更には九州には有名温泉地が存在し、観光振興を強化した新たな温泉地が人気になるなど温泉地間の競争が激化したこと、団体旅行から個人旅行への旅行形態の変化に伴う観光客ニーズの変化に対応できなかったことにより、日奈久温泉の相対的な魅力が低下したことである。

その結果、この日奈久温泉の宿泊施設数が現在は15軒と半減し、本市の観光地としてのイメージが悪化し観光産業が衰退するという悪循環に陥っている。

<観光地としてのブランディングが図られていない>

- 宿泊客数が激減する中、日奈久地域では、日奈久住民自治協議会、日奈久温泉旅館組合、山頭火（さんとうか）実行委員会等の各種団体が主となり交流人口の拡大に向けて、歴史ある町並み等を活かしたウォーキング、地元の食材を活用したカフェなど四季折々でイベントを開催しているが、団体間の連携が図られておら

ずコンセプトも統一されていない。その結果、一時的な集客効果のみで滞在期間の延長や宿泊者数の増加に繋がっていない。また、各団体を連携させることのできる地域のリーダーもいない。

- 日奈久温泉には、宿泊可能な国有形文化財指定の旅館、地元の豊富な農林水産物を活かした食自慢の旅館、昨今の観光客のニーズに対応して全客室に半露天風呂を備えた旅館など、その特徴を愛する固定客がいる旅館もあるが、地域全体のブランディングが図られておらず、温泉地全体としての魅力向上には結び付いていない。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

- 本市では、「人をひきつけ、人が集う、活気ある“やつしろ”」を基本目標として、西日本で唯一の「やつしろ全国花火競技大会」、平成28年にユネスコ無形文化遺産に登録された「八代妙見祭」など20万～30万人の集客力のある大型イベント、日本一の生産量を誇るトマト等の「豊富な農林水産物」や日本山岳遺産に認定された五家荘の山々から八代海まで広がる「豊かな自然」など多様な地域資源を活用した交流拡大の推進を図っている。
- なかでも、開湯600有余年の歴史をもち湯治文化で栄えた日奈久温泉は、かつて泉都と呼ばれ別府温泉と肩を並べるほどの温泉地であり、本市における体験型観光や滞在型観光の核となる観光振興重点エリアとして位置付けており、1862年築の町屋など伝統的な様式の建造物の保全継承とともに往時のたたずまいを活かした観光客誘客に結び付ける取り組みを行っている。併せて日奈久温泉を核として「地域資源の活用と観光コンテンツの開発」にも取り組んでおり、(一社)DMOやつしろを中心として自然や食など、本市の特性や強みを活かしたニューツーリズムを構築し観光産業の発展を図ることとしている。
- そこで、高齢社会における世の中の健康及び世界のウェルネス・ヘルスツーリズムに関するニーズの高まりを受け、湯治場としての面影を残す日奈久温泉を核とし、本市の豊富な農林水産物を活かした地産地消の推進、豊かな自然を活かしたアクティビティを連動させた「ヘルスツーリズム」に挑戦し、交流人口

の拡大、観光産業の活性化、地産地消による域内経済の活性化を目指す。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2019年度 増加分 1年目	2020年度 増加分 2年目	2021年度 増加分 3年目	K P I 増加分 の累計
日奈久温泉宿泊者数 (人)	19,169	40	60	120	220
健康プログラム開発数 (件)	0	0	10	10	20
健康プログラム参加者数 (人)	0	0	100	200	300

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】
- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業主体

八代市

② 事業の名称

八代市健康交流のまちづくりを目指したヘルスツーリズム構築事業

③ 事業の内容

- 日奈久地域の温泉、地元食材を活用した健康プログラムを実際に開発、運営していくためのヘルスツーリズムに関する構想づくり、事業計画策定、事業推進主体の構築。

- プログラムを提供するため事業推進主体として予定している（一社）DMO やつしろの人材の育成。関係事業者との調整及び各種地域団体、宿泊施設との連携を強化するためのマネジメントを行う。併せて、開発したプログラムを日奈久地域で実施し、率先して、地域を巻き込んだ事業を展開していく。
- 健康に関するマーケティング調査や地域資源を活用した健康プログラムを造成し、モニターツアーなどをとおして、ニーズの把握や、更にプログラムを磨き上げる。
- 地域住民と来訪者に向けたプロモーション。（シンポジウム、体験会の開催）。
- 日奈久地域にある個々の観光素材をブランディングし、ヘルスツーリズムを構築して、新たな魅力を創出する。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

（一社）DMOやつしろが、旅行商品造成・販売に関するノウハウを活かしながら、収益を確保し、地域素材の特色を活かしたヘルスツーリズムを造成する。造成されたツアーを活かし、日奈久地域を新たにブランディングし、新たな誘客を図ることが出来る。

【官民協働】

本事業の事業実施主体は民間団体であり、この団体は地域内において観光業を3年実施してきたノウハウを持った一般社団法人が行っていく。健康を軸にヘルスケアサービスを造成し、行政の実施している事業や制度等と連携することによって、地域内の様々な事業を横断し、結果効果的な成果を出すことを目的としている。

また、事業推進主体がエリアマネジメントを行うことにより地域内外の事業者との更なる連携を強化する。

【地域間連携】

本事業のターゲット層のひとつは近隣市町村住民であり、ヘルスケアサービス構築のために近隣市町村の地域資源とも広域に連携し事業を推進していく。それぞれの地域資源を活用したヘルスケアサービスの体験メニュー等を周遊パッケージ化し、広域的なヘルスツーリズムの構築等、相乗的な経済効果に繋げる。本市としては広域的なヘルスツーリズム開発の中心的役割と位置付ける。

【政策間連携】

本事業は、地域住民の健康増進、福祉、介護サービスの適正化、教育（生涯教育を含む）・子育て支援の強化、雇用拡大、起業副業などの働き方改革、観光振興、地域ビジネスの開発など様々な政策を横断する事業である。本市の地域資源に健康価値を付加し、地域住民をはじめ近隣の住民、国内外の観光客に対し健康プログラムを提供することにより、地域住民の健康増進と交流人口の拡大、新規ビジネスの開発と雇用の拡大等を図るものである。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標

（重要業績評価指標（KPI））

4—2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

「やっしろ・まち・ひと・しごと対策推進会議」において検証を行う。

【外部組織の参画者】

「やっしろ・まち・ひと・しごと対策推進会議」

参画者：八代市市政協力員協議会、八代商工会議所、八代市商工会、八代地域農業協同組合、八代森林組合、八代漁業協同組合、一般社団法人DMOやっしろ、熊本県県南広域本部、中九州短期大学、八代市金融協会

、日本労働組合総連合会熊本県連合会、株式会社エフエムやつしろ、一般社団法人こども・子育てあいねっと八代

【検証結果の公表の方法】

外部組織の検証結果を踏まえ、速やかに市ホームページにて公表。

⑦ 交付対象事業に要する経費

(単位：千円)

事業	2019年度	2020年度	2021年度	総事業費
法第5条第4項第1号イに関する事業	35,000	30,000	25,000	90,000
うち法第5条4項第2号に関する事業	17,500			17,500

⑧ 事業実施期間

- ・法第5条第4項第1号イに関する事業
地域再生計画の認定の日から2022年3月31日まで
- ・法第5条第4項第2号に関する事業
地域再生計画の認定の日から2020年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

- ア 法第5条第4項第2号に関する事業としての事業区分
観光業の振興
- イ 申請時点での寄附の見込額

(単位：千円)

寄附法人名	寄附の見込額	
	2019年度	計
—	100	100
計	100	100

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2022年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。